

日本郵便株式会社の業務区分別収支 及び郵便事業の収支の状況 (2023年度)

2024年8月26日



業務区分別収支

○ 2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（参考）2022年度

（単位：億円）

業務の区分	営業収益	営業費用	営業損益
第一号業務（郵便業務等）	12,183	13,133	▲951
第二号業務（銀行窓口業務等）	4,802	5,072	▲270
第三号業務（保険窓口業務等）	1,720	1,642	78
第四号業務（その他）	8,509	7,403	1,106
合計	27,213	27,250	▲37

営業収益	営業費用	営業損益
12,877	13,111	▲234
4,904	5,110	▲206
1,728	1,645	83
8,102	6,968	1,134
27,612	26,835	777

注1 業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第14条及び第18条の規定に基づき作成・公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 業務の区分は、次のとおりです。

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

郵便事業の収支の状況

○ 2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（参考）2022年度

（単位：億円）

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	11,143	12,061	▲918
第一種郵便物（封書）	6,169	6,575	▲406
第二種郵便物（はがき）	3,004	3,337	▲333
第三種郵便物（雑誌、新聞）	68	130	▲61
第四種郵便物（通信教育など）	7	16	▲9
郵便法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物	909	1,015	▲106
郵便法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物	986	989	▲3
国際郵便業務	753	731	22
通常郵便物	187	199	▲11
小包郵便物	153	140	12
EMS郵便物	413	392	21
合計	11,896	12,792	▲896

営業収益	営業費用	営業損益
11,844	12,090	▲246
6,547	6,575	▲27
3,201	3,344	▲144
73	132	▲59
8	17	▲9
1,013	1,068	▲55
1,001	953	47
712	677	35
157	169	▲12
134	118	17
421	391	30
12,556	12,767	▲211

注1 郵便事業の収支の状況は、郵便法第67条第7項の規定に基づき公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 特殊取扱とした郵便物とは、次のとおりです。

- ・郵便法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特種取扱とした郵便物をいいます。
- ・郵便法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、上記以外の特殊取扱（速達など）とした郵便物をいいます。

（参考）

商品	営業収益	営業費用	営業損益
荷物（ゆうパック、ゆうパケット、ゆうメール）	6,107	5,731	376

営業収益	営業費用	営業損益
6,258	5,653	605